

別記 5（基本協定書第 27 条関係）

情報公開に係る特記事項

（情報の管理）

第 1 条 乙は、その保有する情報を管理の業務に係るものとそれ以外のものに明確に区分し、適正に管理しなければならない。

（情報提出義務）

第 2 条 乙は、高石市情報公開条例（平成 12 年条例第 19 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により甲から情報の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（その他）

第 3 条 乙の保有する情報の公開に関することでこの協定に定めのないものについては、高石市情報公開条例の規定を遵守するものとする。